

# 飲酒問題に関する提案

理学研究科博士後期2回生

私は第58回～第60回11月祭参加者として、飲酒に起因すると考えられる惨状を目にしてきた。トイレの洗面台で吐瀉物らしきものを見たことがあるし、トイレの個室や全体が使用不可になっていたのも複数回見たことがあるし、人伝ではあるがトイレでない場所で排泄行為が行われていたとする目撃情報を聞いたこともある。学部2, 3回生になるころには正門あたりで救急車を見かけても麻痺して驚かないようになってしまっていた。ゆえに、この状況が続けてはならないと考え、第61回11月祭全学実行委員会では当局からの介入に関わらず全面禁酒に賛成した。第65回11月祭全学実行委員会においても、11月祭事務局が全面禁酒を提案するのであれば賛成するつもりである。

しかし、この全面禁酒提案に反対者がいるのであれば、第61回から4年が経過したことも考慮し、以下の決議を提案する。

## 決議案

第65回11月祭全学実行委員会は以下のように決議する。

1. 11月祭事務局は飲酒に起因すると考えられる事態への許容限界を予め決定し、実務担当者内で共有し、秘密とする。
2. 第65回11月祭は事前に数量等を申請した企画団体にのみ酒類の持ち込み・販売・提供を認め、それ以外の団体や個人による酒類持ち込みを禁止する。ただし、前条の許容限界を超えた場合、11月祭本部は許容限界の詳細を公表し、以降の開催日程について全面禁酒に変更する。
3. 第65回11月祭において第1条の許容限界を超えていたと日程後も含め11月祭事務局が判断した場合、第65回11月祭全学実行委員会は翌年度の11月祭全学実行委員会に対して当該年度の11月祭を全面禁酒とするよう強く勧告する。
4. 酒類持ち込み規制及び全面禁酒の細則等実務に関することについては11月祭事務局に一任する。
5. 第65回11月祭全学実行委員会は、各参加者の自治能力に期待する。

## 注釈

- ・許容限界を秘密にするのは、ギリギリを攻められないようにするためである。
- ・第3条の「日程後も含め」は事態が隠蔽されていた場合に備えた表現である。
- ・当然、第3条の勧告先は翌年度の全学実限定される。

許容限界を超えることがあればそれは飲酒問題について改善されていない証拠となり、あるいは許容限界を超えることがなければそれは飲酒問題が改善された証拠となって、来年度以降の飲酒問題議論にも役立つと考えられる。第60回までで飲酒問題を解決できずに第61回では当局の介入という不本意な事態を引き起こしたが、第65回以降では学生らによる自主的・主体的な11月祭が達成・維持されることを強く希望する。